

平成 24 年 4 月 27 日
国 税 庁

「法人契約の『がん保険(終身保障タイプ)・医療保険(終身保障タイプ)』の保険料の取扱いについて」(法令解釈通達)の一部改正(案)等に対する意見公募の結果について

「法人契約の『がん保険(終身保障タイプ)・医療保険(終身保障タイプ)』の保険料の取扱いについて」(法令解釈通達)の一部改正(案)等については、平成 24 年 2 月 29 日から平成 24 年 3 月 29 日までホームページ等を通じて意見公募を行ったところ、75 通の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方は別紙のとおりです。

御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1 御意見の提出状況

○ 郵便等によるもの	0 通
○ FAXによるもの	2 通
○ インターネットによるもの	73 通
合 計	75 通

2 御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方

(別紙参照)

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
改正の必要性	がん保険の中には、解約返戻率が相当高くなっている事例も見受けられる現状からすると、今までの取扱いを変更することに賛成する。	御意見のような事例も見られたことから、今般の通達改正に至ったものです。今後とも引き続きがん保険の実態を注視してまいりたいと考えています。
	がん保険は企業の福利厚生として必要であり、また、全額損金扱いとすることにより企業の資産(内部留保)形成に資することから、今までどおりの取扱いでよいのではないか。	平成13年の通達の発遣後10年余が経過し、保険会社各社のがん保険の商品設計の多様化等により、がん保険の保険料に含まれる前払保険料の割合及び解約返戻金の割合にも変化が見られることから、現在のがん保険の商品全体の実態を踏まえた取扱いの適正化を図る必要が生じていました。
	中小企業においては、がん保険を従業員等の入院・手術費用の準備や(死亡・生存)退職金に充当するなど、中長期的に活用している。税務上の取扱いに関してその点の理解が欲しい。	なお、今般の改正は、現在のがん保険の商品全体の実態を踏まえて支払保険料の損金算入時期の適正化を図ったものであり、支払保険料の損金性を認めないものではありません。
適用時期	通達改正自体をもう少し先送りし、また、改正後の取扱いの適用時期は、公表から半年間など一定程度の期間を取るべきである。 既契約については従前どおりの取扱いとすべきである。 改正通達の適用日はパブリックコメントの募集期日よりも遡及するべきではない。	今般の改正は、現行の取扱いが現在のがん保険の商品全体の実態と乖離している状況にあると認められることから、その実態を踏まえた取扱いの適正化を図ることとしたものであり、具体的な取扱いが決定次第、適用することとしたものです。 改正通達の適用時期については、平成24年4月27日以後に新たに契約するものに適用することとしており、既契約分については、改正前の通達の取扱いの例によることとしています。
資産計上額等	がん保険契約の長期性等に鑑みれば、既契約の保険料が将来にわたって全額損金扱いとなるのは不公平ではないか。 既契約についても、今後支払う保険料については新たな取扱いとすべきである。	公平性の観点から、同一の内容の保険契約には契約の時期にかかわらず同一の取扱いを行うことが適当であるとの考えもありますが、今般の改正に係る通達の適用時期については、予測可能性の確保等の観点から総合的に判断し、既契約については従前どおりの取扱いとしています。
	改正後の取扱いにおける資産計上額等の根拠は何か。 長期傷害保険については、保険期間の70%に相当する期間を前払期間とし、支払保険料の4分の3相当額を資産計上することとしているが、がん保険についてもこれと同じにすべきではないか。	改正後の取扱いは、生命保険協会からのヒアリング等により把握した各生命保険会社が販売している個々のがん保険の商品全体に係るデータの分析を行った結果によるものであり、それらの各商品の平均的なデータに基づいて支払保険料の中に含まれる前払保険料について資産計上することとしたものです。 各商品の前払保険料累計額のピークは、加入時の年

	<p>解約返戻金の割合が5割に満たない商品についてまで、支払保険料の2分の1相当額を資産計上する必要はないのではないか。</p>	<p>齢から 105 歳までの計算上の保険期間の概ね5割程度を経過した時点となっていますので、保険期間の 50% に相当する期間を前払期間としています。</p> <p>また、前払期間における各商品の前払保険料の割合の平均値は概ね5割程度となっていますので、支払保険料の2分の1相当額を資産計上することとしています。</p>
改正の背景	<p>改正の背景として、「がん保険の保険料に含まれる前払保険料の割合及び解約返戻金の割合にも変化が見られる」とあるが、どのような変化があったのか。</p> <p>改正の背景として、「商品設計の多様化等」とあるが、なぜ商品設計の多様化によりこのような改正が必要なのか。</p>	<p>生命保険協会からのヒアリング等により把握した各生命保険会社が販売している個々のがん保険の商品全体に係るデータによれば、その保険期間の前半において支払う保険料の中に含まれる前払保険料の割合等が、平成 13 年の通達発遣時には低率であったものが、現在ではそれに比べて高くなっています。</p>
個別の取扱い	<p>保険期間における毎年の付保利益が一定ではない場合、保険料の取扱いはどのようになるのか。</p> <p>保険期間中の一定期間にのみ解約返戻金が受け取れる場合、保険料の取扱いはどのようになるのか。</p> <p>がん保険について、主契約ではなく保障特約として契約した場合、保険料の取扱いはどのようになるのか。</p> <p>がん以外の原因により死亡したときに小額ではない普通死亡保険金が支払われる場合、保険料の取扱いはどのようになるのか。</p> <p>例外的取扱いについて、保険契約の解約等において払戻金のないものである場合には、有期払込であっても保険料の払込の都度保険料を損金の額に算入することになるのか。</p>	<p>本通達に明確に定めのない取扱いについては個々の契約の内容によって判断することになりますので、具体的にそのような事例が生じた場合には、最寄りの税務署等へお尋ねください。</p>
その他	<p>がん保険以外の保険商品の取扱いは改正しないのか。</p> <p>終身保障タイプの医療保険についても同様の改正をすべきではないか。</p>	<p>この例外的取扱いは、現状で販売されている商品を前提に定めたものであり、一時払やこれに準じた短期の有期払込の商品で、これを解約等した場合に払戻金がないような商品は現状では存在せず、仮にこのような商品が新たに開発されたときには、その実態を踏まえた税務上の取扱いを明らかにすることとなります。</p> <p>今般の改正は、現在のがん保険の商品全体の実態が平成 13 年の通達発遣時とは変化していることから、がん保険の支払保険料に係る取扱いの適正化を図ったものです。</p> <p>今後とも引き続き保険商品の実態を注視してまいりたいと考えています。</p>

<p>保険商品ごとに改正を行うのではなく、例えば、最高返戻率に応じて資産計上割合を設定するなど統一的なルールを設けるべきではないか。</p>	<p>保険商品によって前払期間や前払保険料の割合の平均値といった実態に差異があることから統一的なルールを設けることは難しく、必要に応じ、保険商品ごとにその支払保険料に係る税務上の取扱いを明らかにしてきたところです。</p>
<p>複雑な計算式による課税の仕方を通達で決められるのか。租税法律主義に反するのではないか。保険に関する複雑な計算式による課税の仕方を、法人税法第22条から考えることは不可能ではないか。</p>	<p>法人税法上、当期の益金又は損金の額に算入すべき収益又は費用・損失の額は、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算するものとする」(法人税法22④)とされており、法人が一般に会計処理の基準としていると認められる会計基準等(企業会計原則第三貸借対照表原則四、財務諸表等規則16、31の2)により、前払費用は「流動資産又は投資その他の資産」に属するものとされています。</p> <p>本通達は、法人税法第22条第4項に基づいて、保険商品の実態調査を踏まえ、がん保険の支払保険料に含まれる前払保険料の税務上の取扱いを明らかにしたものです。</p> <p>国税庁としては、課税の透明性・統一性を図るべく法令解釈通達等において実務的な取扱いを明らかにしているところです。</p>

(参考)1 今回の意見公募手続に付した「法人契約の『がん保険(終身保障タイプ)・医療保健(終身保障タイプ)』の保険料の取扱いについて」(法令解釈通達)の改正内容に関する御意見のみ掲載しております。

2 「御意見の概要」欄は、重複した御意見を取りまとめた上で、要約したものをお掲載しております。